

なんたんの景観ちょっと情報

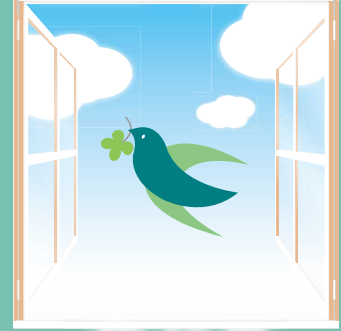


【田園と景観】

毎年6月1日は景観の日と定められています。景観法の施行日である平成17年6月1日に開催された「日本の景観を良くする国民大会」の決議を受け、景観法の基本理念の普及や、美しく風格のある景観づくりの意識啓発を目的として定められました。

南丹市では、4月下旬から各地域で田植えが始まっています。この時期の田んぼは、水面に芽吹き始めた新緑や家屋を映し、美しい田園風景を演出しています。今回は、そんな各町の田園風景を紹介します。

景観の小窓



第49景



(園部町地域：曾我谷)



(八木町地域：西田)



(日吉町地域：胡麻)



(美山町地域：向山)

問い合わせ先
地域振興課
TEL(0771)68-0019
美山支所総務課
TEL(0771)68-0040



※景観条例(計画)の詳細は市HPに掲載しています。

市民の皆さんをはじめ、南丹市に関わる多くの方々と一緒に、優れた景観を守り育てていきたいと考えていますので、引き続きご理解とご協力をお願いします。

景観計画区域：美山町地域

届出対象行為は、工事着工の30日前までに市へ届け出てください

なんたんの景観ちょっと情報



【水と景観】

国民の間に水循環の重要性についての理解と関心を深める日として、8月1日が「水の日」、8月1日～7日は「水の週間」と定められています。水は川から海へと流れ、海から蒸発し雲となり、雨を山に降らせてまた川へと流れ込み、自然の中で循環しています。

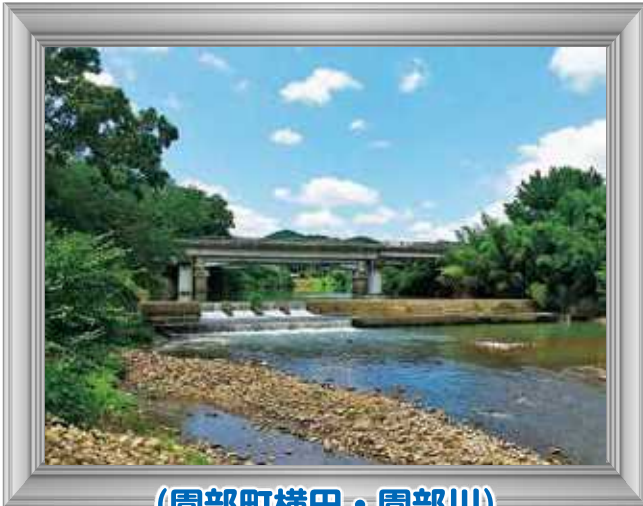
南丹市内には各地に美しい清流が流れ、夏の暑さが少し和らぐような清らかな景観を見ることができます。身近な水資源に改めて目を向けてみてはいかがでしょうか。

今回は南丹市内の夏の清流を紹介します。

景観の小窓



第50景



(園部町横田・園部川)



(八木町八木・大堰川)



(日吉町畑郷・畑川)



(美山町大野・由良川)

問い合わせ先
地域振興課
Tel(0771)68-0019
美山支所総務課
Tel(0771)68-0040



※景観条例(計画)の詳細は市HPに掲載しています。

市民の皆さんをはじめ、南丹市に関わる多くの方々と一緒に、優れた景観を守り育てていきたいと考えていますので、引き続きご理解とご協力をお願いします。

南丹市では「景観条例」を制定しており、計画区域内での建築物や工作物の新築・移転、屋根や外壁の塗替え、土地の形質変更や土石等の堆積などを行う場合には、行為の着工30日前までに市への届出が必要です。

景観計画区域・美山町地域

届出対象行為は、工事着工の30日前までに市へ届け出ください

なんたんの景観ちょっと情報



【紅葉と景観】

秋も深まり、山々の緑が一転して赤や黄色、オレンジ色に染まる色鮮やかな紅葉から季節の移り変わりを感じます。艶やかに色づいた紅葉と地域の名所との調和が見事な景観を作り出します。

緑豊かな木々が冬への準備として一転する様は、この季節にしか見ることが出来ない絶景です。市内各所で美しい紅葉が見られますので、ぜひ足を運んでみてください。

今回は秋を彩る市内の紅葉を紹介します。

景観の小窓



第51景



(園部町大河内 るり溪)



(八木町美里 西光寺)



(日吉町田原 多治神社)



(美山町檜原 大野ダム)

問い合わせ先
地域振興課
Tel (0771) 68-0019
美山支所総務課
Tel (0771) 68-0040



市ホームページ

※景観条例(計画)の詳細は市ホームページに掲載しています。

南丹市では「景観条例」を制定しており、計画区域内での建築物や工作物の新築・移転、屋根や外壁の塗替え、土地の形質変更や土石等の堆積などを行う場合には、行為の着工30日前までに市への届出が必要です。

市民の皆さんをはじめ、南丹市に関わる多くの方々と一緒に、優れた景観を守り育てていきたいと考えていますので、引き続きご理解とご協力をお願いします。

景観計画区域・美山町地域

届出対象行為は、工事着工の30日前までに市へ届け出てください

なんたんの景観ちょっと情報



【冬と景観】

色鮮やかな紅葉も終わり、冬を迎え、寒い日々が続きます。そんななか、市内各地では歴史的な風景と合わさり、清閑な景観を形成します。冬の冷たく澄んだ空気と相まって、1年の始まりにどこか身が引き締まるような思いを感じます。雪が降ると、見慣れた場所でもいつもと違う景色が見られますので、身近な場所にも足を運んでみてはいかがでしょうか。
今回は市内の冬の景観を紹介します。

景観の小窓



第52景



(園部町天引 薬師堂)



(八木町船枝 京都帝釈天)



(日吉町田原 多治神社)



(美山町北 かやぶきの里)

問い合わせ先
地域振興課
Tel (0771) 68-0019
美山支所総務課
Tel (0771) 68-0040



市ホームページ

※景観条例(計画)の詳細は市ホームページに掲載しています。
南丹市では「景観条例」を制定しており、計画区域内での建築物や工作物の新築・移転、屋根や外壁の塗替え、土地の形質変更や土石等の堆積などを行う場合には、行為の着工30日前までに市への届出が必要です。
市民の皆さんをはじめ、南丹市に関わる多くの方々と一緒に、優れた景観を守り育てていきたいと考えていますので、引き続きご理解とご協力をお願いします。

景観計画区域・美山町地域

届出対象行為は、工事着工の30日前までに市へ届け出てください